

「坂城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」をここに公布する。

令和 7年 2月 6日

坂 城 町 長

坂城町条例第 3号

坂城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 坂城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「によるものとする。」を「を準用する。」に改める。

第15条第1項後段を削る。

第23条第1項前段中「第27条」を「第27条の3」に改め、同項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に改める。

附則第2項を次のように改める。

（給与改定の効力発生時期の特例）

2 この条例において準用し、又はその例によることとされる給与条例（これに基づく規則を含む。次項において同じ。）の規定について給与の額の改定に関する改正が行われる場合における会計年度任用職員の給与の額の改定を行う時期その他の当該改定に係る取扱い、次項及び附則第4項の場合を除き、給与条例の適用を受ける職員の例による。附則中第10項を第13項とし、第3項から第9項までを3項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の3項を加える。

3 この条例の規定（この条例において準用し、又はその例によることとされる給与条例の規定を含む。次項において同じ。）について給与の額の改定に関する改正が行われ、当該改正が年度の中から施行される場合における次に掲げる会計年度任用職員の当該年度中の給与については、当該改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(1) 任期が6月未満の会計年度任用職員

(2) 時給又は日給により報酬が定められているパートタイム会計年度任用職員

4 前項に定めるもののほか、この条例の規定について給与の額の改定に関する改正が行われ、当該改正後の規定が遡って適用される場合における当該遡って適用される期間に会計年度任用職員であった者（当該改正の施行の日の属する月の前月の末日までに退職

し、又は死亡した者に限る。)の在職期間中の給与については、当該改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 5 条例又はこれに基づく規則に別に定めがある場合を除き、特別の事情により前3項の規定によることができない場合又は前3項の規定によることが著しく不適當であると認められる場合には、別に町長の定めるところにより、又はあらかじめ町長の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

第2条 坂城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第23条第1項中「100分の127.5」を「100分の125」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和7年3月17日から施行する。ただし、第2条の規定は令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の坂城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定は、令和6年12月1日から適用する。